共済会のあゆみ

1968－2018

グラフで見る共済会の発展と推移　［1968－2018］

会員数・施設団体数・被共済職員数と退職手当資産残高

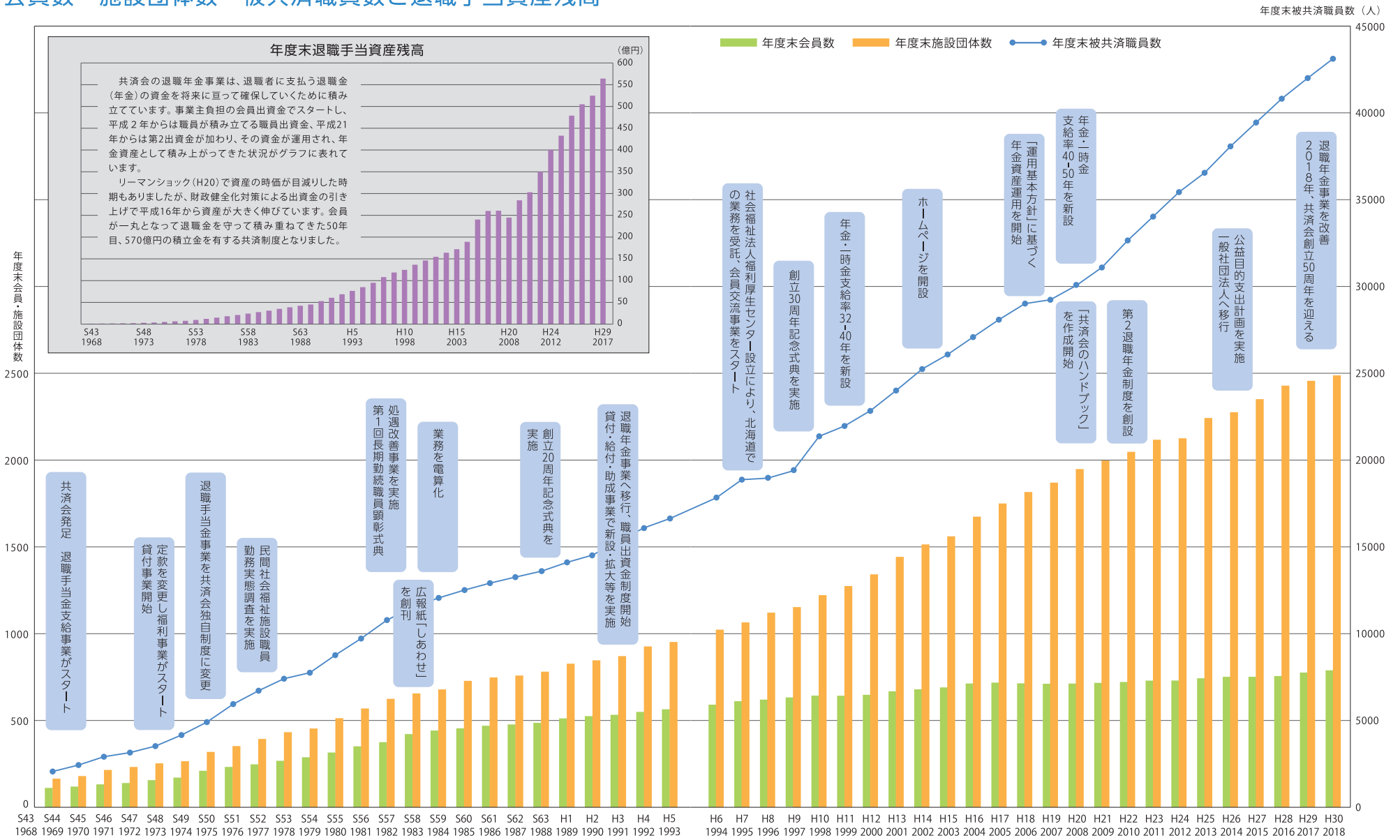

［1968－1974］

民間社会福祉従事者の処遇向上を求めて共済会が発足

福祉施設職員が身分保障について自ら声を上げたのは、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」）が誕生して開催された全道社会福祉大会でした。以後、毎年「公務員並みの待遇改善」を掲げ、給与、諸手当の改善とともに退職金積立制度の要望が挙げられました。

昭和三十一年には道社協を中心に初の共済制度がつくられました。しかしこの制度は、国の退職共済制度の創設により、五年十カ月で廃止となりました。

この間、退職金制度は全国共通の課題として国への要望活動が盛んに行われていました。それに応えて、昭和三十六年に「社会福祉施設職員退職手当共済法」が公布され、社会福祉事業振興会（現在の「福祉医療機構」）の運営による制度が開始になったのでした。国と都道府県が費用の三分の二を負担する法に基づく共済制度となりました。

しかしながら、この制度においても「公務員並み」の退職金には程遠く、さらには社会福祉団体職員が除外されていたため、再び「北海道独自の共済制度の創設を」という要望が高まりました。

これを受けて道社協施設部会が制度の実現を図ることを決め、関係各方面への働きかけや私学共済制度の調査を実施し、昭和四十二年に北海道へ要望書を正式に提出して予算化を強く要望しました。道民生部は、掛け金や利回り、施設職員の給与など様々な数字をまとめて制度設計を行うとともに、出資金として初年度三千万円、二年目一千万円、三年目一千万円の道費支出を決定し、実現を確実なものにしました。

昭和四十三年三月二十九日、福祉施設や関係団体の代表者が出席して設立総会が開催されました。阿部謙夫道社協会長を初代会長に選出し、定款等を定め、法人設立手続きを経て、四月一日、共済会が発足しました。

スタートの退職手当金給付事業は国の退職手当共済制度による支給額との差額給付だったため、掛金の掛け捨てが多く発生するなど、制度の見直しが必要となりました。この問題は昭和四十七年に出資金を千分の二十二とする制度変更で解消されましたが、その後も共済法の改正の影響を強く受けるようになったことから、北海道独自の制度として改善する協議を行い、昭和四十九年に独自の支給率を持つ制度に変更しました。

福祉新聞
公務員並みの退職金
退職共済制度
北海道・4月1日から発足
対象は約二千人
総合保険料方式で実現
道五千万円を出資

福利事業は、被共済職員負担の掛金千分の三を定め、道費補助と合わせて財源とし、昭和四十七年に死亡弔慰金、住宅・生活資金貸付を開始しました。以降は結婚祝金、出産祝金など次々と事業の新設改善が進みました。

この間、制度改善委員会や運営委員会が設置され、昭和四十七年には共済会の設立に尽力された野村琢民氏が会長に就任、翌年にはそれまで道社協に委託をしていた事務局が独立するなど、組織の基盤整備が行われました。

［未来の自分へひとこと］　福祉に関わる仕事に就き、20年以上が経ちます。未来の自分へは、出来ることは出来る限り続けながら、健やかに年を重ねていきましょうという言葉を贈りたいです。 けんけんさん（旭川市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
昭和 43年（1968）			
3月29日	・北海道民間社会福祉事業職員共済会の設立総会を開催、阿部謙夫氏（道社協会長）を設立代表者とし、社団法人の申請を道に提出	北海道立社会福祉会館	・川端康成がノーベル文学賞を受賞
4月1日	・社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会発足、北海道から出損金5千万円、業務は道社協に委託、会員出資金25/1000		・十勝沖地震
4月18日	・第1回理事会を開催		・三億円事件
44年（1969）			
3月5日	・設立後第１回総会となる昭和43年度通常総会を開催		・アポロ11号（アメリカ）が月面着陸に成功
4月1日	・事業開始から一年を経過し、退職手当金の給付を開始（本俸と共済法の計算基礎額との差額補てん方式による）		
6月6日	・第1回運営委員会を開催		
45年（1970）			
4月1日	・定款を改正し、正会員の資格に任意団体を追加	・心身障害者対策基本法成立	・日本万国博覧会（大阪） ・高齢化率7％を越える ・よど号ハイジャック事件
46年（1971）			
7月26日	・共済制度改善委員会設置（退職手当金の独自支給率の検討）	・児童手当法施行（現金給付による養育支援）	・沖縄返還協定調印
47年（1972）			
4月1日	・定款を変更し福利事業がスタート、死亡弔慰金開始（有扶養10万円、無扶養5万円）、被共済職員負担掛金3/1000、福利事業への道補助金200万円（以後昭和52年度まで累計520万円） ・退職手当金事業の計算方法を変更し（これまでの差額補てん方式による額と退職者の出資金総額の比較により、大きい方の額を支給）、会員出資金22/1000に変更	・老人福祉法改正（老人医療費を無料化）	・冬季オリンピック札幌大会 ・あさま山荘事件 ・男女雇用機会均等法
4月4日	・野村琢民氏（社会福祉法人柏葉荘理事長）が会長に就任		・日中、国交樹立
7月1日	・貸付事業開始（住宅資金80万円、生活資金15万円）		
48年（1973）			
4月1日	・道社協から独立し、事務局4名で始動	［福祉元年］ ・健康保険給付は改善、家族も７割に ・高額療養費制度新設 ・厚生年金給付引き上げ、物価スライド制導入	・オイルショック ・第2次ベビーブームをピークに子どもの数が減少する少子化社会に突入
49年（1974）			
4月1日	・退職手当金事業を共済会独自の支給率による制度に変更 ・結婚祝金と出産祝金（各3千円）を新設、住宅資金の限度額を120万円に引き上げ		・経済成長率が戦後初めてマイナスになる ・フィリピンで旧日本兵（小野田寛郎）が発見される ・巨人軍、長島茂雄引退

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［わたしのしあわせ］　娘が2年後台湾の大学へ留学に行きます。16年間2人で頑張ってきました。わたしの幸せは、家族が元気で笑って生きていけることです。
心羽空さん　（千歳市・女性）

［1975－1981］

処遇改善事業の取り組みと北海道への要望

制度改善委員会や運営委員会を中心に議論されていた「年金制度」の創設は、北海道に協力を求めるために本格的な検討に入りました。昭和五十三年には「民間社会福祉施設職員勤務実態調査」として給与実態等細部の調査と処遇改善方策立案のため、「民間社会福祉施設職員処遇問題研究協議会」を設置しました。調査結果には、当時の勤務実態が下段のように記録されています。

翌年には会員への意向調査を実施し、掛金に見合う給付と道費補助を条件としながらも、厚生年金を補完する年金制度の実施を強く望む結果となりました。

これを受けて、老後の生活保障と良質の職員確保を掲げ、北海道へ過去勤務債務分の四億円と単年度掛金補助五千万円を要望しました。しかしながら、加入者の将来動向が不透明なことと北海道の厳しい財政事情から補助は見送られることとなり、年金制度の創設は継続課題となりました。

年金制度実現に代わる処遇改善策として提案されたのは、長期勤続者表彰、長期勤続者住宅資金貸付、傷病見舞金、健康管理助成、研修助成、スポーツ・レクリエーション助成といった新規事業の実施と従来の福利事業の拡大でした。ここに道費を要望し、会員・職員双方の掛金も増額して大幅な福利事業の拡大充実を図るものでした。

北海道は昭和五十六年から五年間で二億円を拠出、事業継続に備える福利厚生基金（積立目標五億八千万円）を造成しながら事業を展開することとなり、これが現在の福利事業の基となりました。

この年に第一回開催となった長期勤続職員顕彰事業は、フジヤサンタスホテルを会場に、勤続四十年以上、三十年、二十年、十年の長期勤続者二九四名中一九一名が出席して、表彰、記念講演、祝宴が行われました。

この頃は福祉施設の整備が急速に進んでおり、年度末で被共済職員が一万名を超えました。

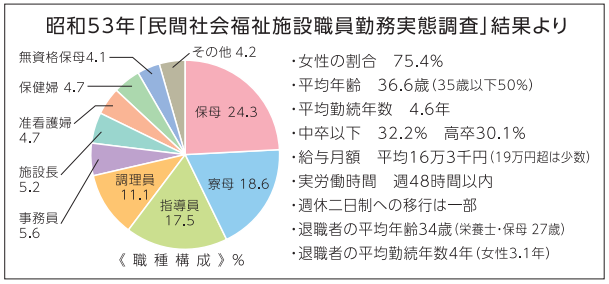

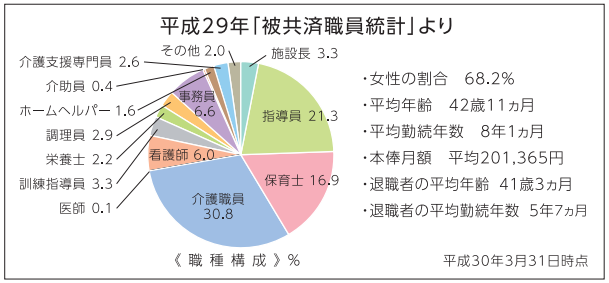

［わたしのしあわせ］　サロンには、毎日たくさんの親子が遊びに来ます。初めて子育てや転勤してきたお母さんが、「ここに来て良かった」と素敵な笑顔で話すのを見た時、また楽しそうに遊ぶ子どもの声を聞いた時に、しあわせを感じます。　すまいるさん（函館市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
昭和 50年（1975）			
1月20日	・北海道に陳情（退職手当給付金の改善、福利新規事業の実施、貸付事業借入金の利子補てん、長期勤続職員に対する過去勤務の通算）		
51年（1976）			
4月1日	・災害見舞金（5千円～1万円）新設、結婚祝金と出産祝金を5千円に引き上げ		・道庁ロビー爆弾爆発事件
8月9日	・年金制度の実施検討に着手、道民生部と打合せ開始		・ロッキード事件
10月1日	・北海道立社会福祉会館建て替えのため、事務所を協栄生命ビルに移転		
52年（1977）			
8月25日	・有珠山噴火被災3施設53名への災害見舞金特例給付	北海道立社会福祉総合センター	・有珠山噴火 写真：洞爺湖有珠山ジオパーク提供
12月7日	・福祉相談室開設		
12月	・共済会制度強化（年金制度実現）要望書を道へ提出		
53年（1978）			
4月1日	・結婚祝金を1万円に引き上げ		
5月19日	・民間社会福祉施設職員勤務実態調査を開始し、「民間社会福祉施設職員処遇問題研究協議会」を設置		
12月26日	・北海道立社会福祉総合センターの完成により移転		
54年（1979）			
4月1日	・年金制度創設の意向調査を実施	・「新経済社会7か年計画」（家族や地域の連帯を基盤とする「日本型福祉社会」の提案）	・日本で初めて先進国首脳会議（東京サミット）開催
5月1日	・「民間社会福祉施設職員処遇問題研究協議会」の実態調査結果に基づく意見具申書（公私間格差是正を中心とした処遇改善策）を関係方面に提出		・ソニーがウォークマン発売
	・年金制度創設意向調査結果にもとづく民間施設職員の処遇改善事業計画を道知事及び関係機関に提出し、その実現を要望		
55年（1980）			
4月1日	・生活資金を30万円に引き上げ、災害見舞金給付額を1万円～3万円に引き上げ		・ルービックキューブが大ブームに
11月1日	・道社協より社会福祉事業振興会（現在、福祉医療機構）退職共済業務を受託		
56年（1981）			
1月29日	・処遇改善事業（特別住宅資金貸付事業等新規事業）に対する道費補助の要望書を道知事、道議会に提出	・国際障害者年（以後ノーマライゼーション理念が日本にも）	
6月1日	・処遇改善事業を実施（特別住宅資金貸付150万円、配偶者弔慰金3万円、傷病見舞金1万円、健康管理助成金上限2万円、研修助成金2万円、スポーツ等助成金、長期勤続職員顕彰事業を新設）（結婚祝金を2万円に、出産祝金を1万円に、災害見舞金を3万円～30万円に引き上げ）、掛金を会員負担1.5/1000、職員負担4.5/1000に変更	・第二次臨時行政調査会設置（増税なき財政再建行財政改革の進行） ・福祉見直し論調の高まり ・母子及び寡婦福祉法	・北炭夕張新鉱でガス突出事故
7月31日	・道補助金交付決定（昭和56年から5年間で2億円）		
9月19日	・福利厚生基金造成開始（10年計画、5億8千万円）		
11月11日	・第1回長期勤続職員顕彰式典を実施（フジヤサンタスホテル）		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［共済会50周年に寄せて］　共済会50周年、私も今年で50歳…ではありませんが、一年一年積み重ねての50年。私はこれから10年。共済会が目指すは福祉のあるかぎり100年、200年、300年。　私は64さん（鷹栖町・男性）

［1982―1987］

組織・事業の拡大と運営基盤の確立

昭和五十七年は創立十五周年を迎え、第二回顕彰式典と合わせて記念式典を開催しました。式典では、二十年以上社会福祉関係法人の代表者として福祉の発展に尽力された方に感謝状と記念品が贈られ、以後も周年事業として実施されてきました。

また記念事業として、節目の勤続年数を過ぎた規程外の長期勤続職員一千二百四十二名の顕彰を実施しました。

さらに、特別慰労金の制度を開始し、在会十五年で十万円、以降二年毎に二万円ずつ退職金に加算しました。この慰労金は、財政健全化対策により平成八年度で廃止されましたが、既得権分については今に引き継がれて退職時に加算しています。

これらの記念事業は、共済制度ができる以前から福祉に従事している長期勤続者に配慮したものでした。

この年の六月一日には、広報紙「しあわせ」が共済だよりとして創刊されました。

退職手当金は、算定基礎となる標準本俸月額上限を二十五万円に引き上げ、国の退職手当共済制度と合わせると最高七百万円が給付されるようになりました。課税される時期に達したことから、税法上の退職所得と見なすための必要な要件を整え、昭和五十八年から退職金規定の整備、出資金累計額の資産計上等の会計処理、税務処理を会員において実施することとなりました。

経済環境が良好だったこの期には、新しい事業も開始されました。

そのひとつは、労基法上の社内預金に位置づく福祉貯金事業です。給与天引きで月千円から貯金でき、年利七・二〇という高利回り。一時中断や解約も月一回は自由というのが好評でした。中央信託銀行（現三井住友信託銀行）札幌支店がシステムをつくって運用し、ピークは五千人以上が利用、五十六億円の預金残高になりました。

また、傷病見舞金の申請内容を通して、加入者の健康に目を向けた時期でもありました。健康増進と職員同士の交流を深める趣旨で、全施設に卓球台などの健康器具を四年計画で配付しました。さらに人間ドック助成対象を拡大。万が一に備えては、死亡保険金を二千万円まで受け取る割安保険料の団体定期保険事業を、日本生命相互保険会社と開始しました。

事務局においては、毎年加入者や事業が増えていく中で、コンピューターの導入は時代の要請と共に必然でした。切替えには苦労があったものの、北海道電子計算センター（HDC）と開発したシステムにより、出資金・掛金請求書の発行で会員の事務負担を軽減、退職手当金や給付助成金の迅速な支給など事務の効率化が進みました。さらに公益法人会計基準への変更、基本財産の設定など、運営基盤を確立していく中で五年が経ち、創立二十周年を迎えました。

初代パソコン

［わたしのしあわせ］　私の幸せは毎朝6時前の出勤時に「いってらっしゃい」と言いながら元気よくハイタッチしてくれる息子との触れ合いです。早起きのできない日は、愛嬌のある引き込まれるような寝顔を見せてくれます。 シャボンの香りさん（札幌市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
昭和 57年（1982）			
6月1日	・創立15周年を記念し広報紙「しあわせ」創刊号を発行 ・創立15周年記念式典を実施、規程外の長期勤続職員（勤続21～29年、勤続11～19年）の顕彰と在任20年以上の長期就任法人理事長への感謝状贈呈を実施、15周年記念誌を発行	・老人保健法（高齢者医療の自己負担復活）	・北海道博覧会開催
9月1日	・長期勤続職員特別慰労金制度を開始（在会15年で10万円、以降1年1万円を加算）		
58年（1983）			
4月1日	・死亡弔慰金を一律10万円に引き上げ、配偶者弔慰金を5万円に引き上げ、出産祝金を被共済職員である夫婦には両方に支給するよう改正 ・公益法人会計基準による会計処理に変更 ・退職所得の課税問題に対応し、会員における会計処理と税務処理方法の決定と説明を実施	・国連・障害者の10年（1983―92） ・市町村社会福祉協議会の法制化	・東京ディズニーランド開園 ・北海道知事・横路孝弘当選
6月1日	・福祉貯金事業開始、福祉貯金代表預金保全委員会を設置 ・スポーツ用具配付事業実施（卓球台、ローイングメカ、ヘルスキング、万歩計）		
59年（1984）			
4月1日	・業務の電算化、出資金・掛金請求事務稼働		・日本電信電話公社が民営化　NTTとなる
10月25日	・道補助金の継続要望書提出		
60年（1985）			
8月1日	・団体定期保険事業（1年掛け捨て保険、250万円～2,000万円の死亡保険）を開始	・年金改革で基礎年金を導入し一元化	・日航機御巣鷹山墜落事故
61年（1986）			
4月1日	・結婚祝金と出産祝金の支給要件（加入1年）を廃止、健康管理助成対象を拡大（5年以上35歳以上→3年以上30歳以上）	・機関委任事務合理化法（国から地方自治体への分権化） ・老人保健施設の制度化	・第1回冬季アジア競技札幌大会開幕
62年（1987）			
10月30日	・創立20周年記念式典を実施、記念事業として被共済職員に記念品（オリジナルテレフォンカード）を配付	・社会福祉士及び介護福祉士法（福祉分野での国家資格） ・精神保健法施行	・国鉄分割民営化

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

創立20周年記念
オリジナルテレフォン
カード

創立15周年式典の様子

［わたしのしあわせ］　我が家の夜ご飯は旦那さんが担当しています！夜勤の日も、自分は食べないのに作ってくれます！　むぎさん（札幌市・女性）

［1988－1992］

退職手当金支給事業から退職年金事業へ

昭和から平成へのこの期には、かねてから懸案だった退職年金事業の実施と福利事業の充実に取り組みました。この検討のため、業種別の事業主代表、職員代表、役員代表、北海道生活福祉部から行政代表を委嘱し、「民間社会福祉事業職員処遇問題研究協議会」を設置しました。協議会は、年金と福利厚生の小委員会に分かれ、調査研究、会員への意向調査と説明会の実施、加入者への周知に取り組みました。

年金では、在会二十年以上かつ年齢五十五歳以上で退職した時は年金（十年の分割払い）を選択できるようにし、老後所得の確保を目的に、職員拠出（職員出資金）制度の導入を具申しました。この時、制度設計と財政計算を委託したのは、幹事銀行として今も制度運営を支えている三菱信託銀行（現三菱ＵＦＪ信託銀行）でした。

福利厚生では、公務員や他府県共済制度との比較、意向調査による会員や被共済職員の要望を参考にして、貸付事業と健診事業の拡大、給付金の単価アップ、四十年顕彰の新設などを提案しました。

いずれの提案も、総会決議、知事の定款・業務方法書の変更認可を得て、平成二年度から実施されることとなりました。

ところが、職員出資金を徴収する段階で会員・被共済職員の一部から拠出拒否という形で労働基準法上の問題が提起されました。この問題の解決のため、「退職年金事業検討委員会」を設置し、強制貯金をめぐる法的解釈と職員出資金制度の位置づけについて専門家を交えて検討しました。その結果、職員出資金部分を任意拠出とする制度の変更を行うこととなりました。平成四年四月一日付で被共済職員全員の加入確認手続きを経て再スタートとなりましたが、被共済職員の九十五％が加入しました。

一方、福利事業は利用が増加し、特に貸付事業は貸付限度額の引き上げ等条件緩和により希望者が殺到して、年度途中で受付けを終了する事態となりました。前年対比三倍の利用となり、住宅の購入や増改築、自家用車の購入、子どもの教育資金などこの年だけで三億四千二百万円を貸付し、以後数年このような状況が続きました。

平成三年十月には、道立道民活動センター（かでる２・７）が建設され、社会福祉総合センターの移転に伴って共済会の事務所も引っ越しました。

そして、この期の終わりにもっとも衝撃的で、その後の会の制度運営に大きな影響をもたらした出来事が、バブル経済の崩壊でした。

処遇問題研究協議会

理事会

［共済会50周年に寄せて］　共済会を利用して久しぶりにコンサートに行くことができ、仕事・育児の息抜きになりました。これからも、毎日頑張っている職員さんの仕事疲れがふき飛ぶような心を元気にする事業をお願いします！　猫大好きさん（旭川市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
昭和 63年（1988）		・福祉関係３審議会合同企画分科会「今後の福祉のあり方について」（在宅福祉三本柱を中心とした福祉サービス拡充の方向へ）	・青函トンネル開業
平成 元年（1989）			
1月14日	・「民間社会福祉事業職員処遇問題研究協議会」を設置、退職金・年金小委員会と福利厚生小委員会を設けて事業検討を実施	・「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（ゴールドプラン）高齢者の保健・福祉の公共サービス基盤を整備	・昭和天皇崩御 ・消費税3％が開始 ・ベルリンの壁崩壊
11月24日	・「民間社会福祉事業職員処遇問題研究協議会」から具申書提出		
2年（1990）			
4月1日	・退職手当金支給事業を退職年金事業とし、10年有期の年金給付及び職員出資金11/1000拠出を開始 ・貸付事業は、一般住宅資金と特別住宅資金を一本化し、住宅資金300万、生活資金の名称を変え一般資金100万円、教育目的等限定の低利の貸付として特別資金50万円を新設 ・給付事業は、血族一親等死亡弔慰金1万円を新設、出産祝金を2万円に引き上げ、結婚祝金と出産祝金は退職後10カ月以内の事由発生まで支給要件を拡大 ・助成事業は、健康管理助成金の健診対象に社会保険健診を追加し半額助成に変更、スポーツ等助成金を福利厚生助成金に名称変更し、助成目的を拡大 ・顕彰事業の記念品の額を制定（10年1万円以内、20年2万円以内、30年3万円以内）	・福祉関係八法改正（市町村の役割重視、在宅福祉の充実など「福祉改革」の先駆けとなる）	・大学入試センター第1回試験実施 ・東西ドイツ統一 ・雲仙・普賢岳が約200年ぶりに噴火 ・任天堂が家庭用テレビゲーム機「スーパーファミコン」を発売
3年（1991）			
6月3日	・職員拠出に対する労基法上の問題が浮上し、「退職年金事業検討委員会」を設置して検討を実施	・育児介護休業法制定	・湾岸戦争 ・バブル経済の崩壊
10月19日	・道立道民活動センター（かでる２・７）が完成し、社会福祉総合センターが移転。共済会の事務所は4階に入居 道立道民活動センター（かでる2.7）		
4年（1992）			
4月1日	・職員出資金を任意拠出に変更し、被共済職員に加入確認を実施、非加入者に脱退給付金を支給		・道産子宇宙飛行士毛利衛さん宇宙へ
4月7日	・運営委員会に財政健全化と事業の見直しについて諮問。以降４年間検討		
5月6日	・運営委員会に「福利厚生検討小委員会」設置		
8月1日	・川村一公認会計士による監査を導入		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［わたしのしあわせ］　永年勤続で頂いた、南部鉄のすき焼き鍋。この鍋で家族揃って食卓を囲むと、身も心も暖まり、幸せを感じます。　ワンツースリーさん（帯広市・女性）

［1993－1999］

低金利時代の到来と制度運営の苦難

バブルが弾けると一気に景気は後退局面に入り、公定歩合の引き下げ、株価の下落、預金金利の低落傾向が止まらず、年金資産の運用に深刻な陰を投げかけました。退職年金制度における予定利率五.五％に対して、徐々に下回る運用成績となっていたのです。

この運用難の対策として取り入れたのが導入当時五.五％の利率保証がある生命保険（日本生命・明治生命）の一般勘定でした。この保証利率はその後段階的に二.五％まで引き下げられ、平成十一年に解約したものの、その間低迷する年金信託の運用を支えました。

平成五年～七年にかけて運営委員会に小委員会を設置し、事業の見直しなど諮問・検討協議を重ねる中、平成六年に元北海道副知事の中川利若氏が会長に就任し、財政健全化に取り組みました。翌七年には、会員出資金率を千分の五引き上げて千分の二十七とし、特別慰労金制度の廃止や福利厚生基金から四億円の繰り入れを実施して積立水準を改善しました。

退職年金制度は、会員出資金率の引き上げにより、拠出と給付のバランスが崩れたことから、平成十年度において在会年数間の支給率調整を図りました。さらに、在会三十二年から四十年までの支給率を新設し、被共済職員の在会期間の延びに対応しました。

低金利の波は福利事業にも押し寄せました。貸付事業においては、貸付利率を五.五％から数年毎に見直し、平成十一年には二.〇％まで引き下げました。

福祉貯金事業は、代表預金保全委員会を中心に制度運営を進めてきましたが、低金利による運用難で労働基準法に定める下限金利の遵守が困難になっていました。事業開始時年利七.二〇％だった預金金利は、事業を廃止する平成十一年には〇.五％まで下がっていました。

さらに、加入率が低迷していた団体定期保険事業は、生命保険会社からの引受辞退の申し入れがあり、事業継続が困難となって廃止となりました。

余暇支援では、職場のスポーツ・レクリエーション行事の奨励を目的に毎年実施していた福利厚生助成金を、アンケート結果を基に廃止しました。それに代えて、野球大会など全道規模のスポーツ大会開催への助成と、共済会が企画実施する福利厚生旅行事業を開始しました。旅行事業は、平成六年から十七年まで実施され、毎年実施した国内・海外の四コース程度に、延べ千人が参加しました。

また、福祉職場で専門性が求められる中、社会福祉士や介護福祉士を初めとする新しい資格が研修助成金の対象に追加されていきました。

年金財政、事業の見直しに続いて、事務処理の効率化と経費削減も進められました。会員の事務負担の軽減を図るため、出資金・掛金・償還金の口座引き落としを導入し、事務局ではパソコン処理に対応したシステムに変更しました。

国においては、急速な高齢化に対応した福祉事業従事者の確保を図るため、平成六年、福祉人材センターと合わせて福利厚生センターを社会福祉事業法に位置付け、全国規模で福祉事業従事者の福利厚生を実施することになりました。本会は、会の設立目的や事業内容、会員の利益を総合的に判断し、北海道における福利厚生センター業務を受託することにしました。福利厚生・企画情報会議を設置し、道内で利用できるメニューを増やすことからソウエルクラブの活動が始まりました。設立以来、退職金事業と併せて福利事業の充実を図ってきた本会は、平成九年に創立三十周年を迎えました。

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
平成 5年（1993）			
3月23日	・年金資産運用に生命保険の一般勘定導入を決定	・アジア太平洋障害者の10年	・Jリーグが開幕する
4月1日	・研修助成金対象資格に社会福祉士と介護福祉士を追加	・障害者基本法制定（精神障害者も福祉の対象に）	・北海道南西沖地震
7月6日	・運営委員会に「財政健全化対策等検討委員会」設置		
7月12日	・北海道南西沖地震 被災者49名に災害見舞金		・米不足
11月10日	・会員に財政健全化意向調査実施		
6年（1994）			
3月31日	・福利厚生助成金を廃止	・「高齢者保健福祉推進10か年戦略の見直し」（新ゴールドプラン）	・北海道東方沖地震
4月1日	・中川利若氏（元北海道副知事）が会長に就任 ・貸付事業の利率を引き下げ（5.5％→5.0％）、特別資金を100万円に引き上げ ・死亡弔慰金を引き上げ（被共済職員20万円、配偶者10万円、一親等2万円）、結婚祝金と出産祝金を3万円に引き上げ ・研修助成金対象資格に保母を追加、スポーツ大会助成金新設（全国大会50万円、全道大会20万円）、福利厚生旅行助成金2万円を新設	・「今後の子育て支援のための施策基本的方向について」（エンゼルプラン） ・子どもの権利条約を日本批准	
6月8日	・運営委員会に「財政健全化小委員会」設置	・21世紀福祉ビジョン（少子・高齢社会対応）	
7月1日	・社会福祉法人福利厚生センター設立により、北海道での業務を受託。「福利厚生・企画情報会議」を設置		
7年（1995）			
2月19日	・福利厚生センター会員交流事業スタート。「ソウェルライブin北海道中島啓江ライブ&ゲーム・ビンゴ大会」を開催	[ボランテイア元年]	・阪神・淡路大震災
3月31日	・団体定期保険事業を廃止	・「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」策定	・地下鉄サリン事件（オウム真理教）
4月1日	・財政健全化対策として会員出資金率を27/1000に引き上げ ・住宅資金を500万円に引き上げ、ボーナス併用償還の開始	・「95年勧告」国として、健やかで安心できる生活の保障	
5月11日	・運営委員会に「小委員会」設置		
8年（1996）			
4月1日	・災害見舞金を3万円以上50万円以内に引き上げ、傷病見舞金を2万円に引き上げ ・出資金・掛金の口座引き落としを開始	・らい予防法廃止	・豊浜トンネル崩落事故
10月	・業務の一部を（株）HDCとのオンラインシステムからパソコンによる内部管理へ移行		・コンサドーレ札幌誕生
9年（1997）			
3月31日	・特別慰労金制度を廃止（既得権は保障）		
4月1日	・貸付事業の利率を引き下げ（5.0％→4.0％）、一般資金150万円に引き上げ、借換え制度導入 ・健康管理助成事業の受診医療機関の指定を廃止し、助成額を2万円（社保5千円）に引き上げ	・精神保健福祉士 ・介護保険法制定（施行は2000年） ・社会福祉の基礎構造改革について（社会福祉の市場化へ）	・消費税5%になる ・北海道拓殖銀行経営破綻
7月1日	・貸付償還金の口座引き落としを開始		
8月20日	・年金選択第１号の受給者に年金支給開始		
10月31日	・創立30周年記念式典を実施、30周年記念誌を発行		
10年（1998）			
4月1日	・退職年金事業の会員出資金部分の給付支給率を変更（6－10年引き上げ、11－29・31年引下げ、32－40年新設） ・健康管理助成金の在会年数制限（3年以上）を撤廃して対象拡大	・特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）（社会福祉の地域活動の活性化）	・冬季オリンピック長野大会 ・北海道国際航空（エア・ドゥ）就航
11年（1999）			
3月31日	・年金資産運用の生命保険一般勘定の保証利率低下により解約		
4月1日	・貸付事業の利率を引き下げ（住宅と一般4.0％→3.0％、特別3.0％→2.0％） ・研修助成金の対象資格に介護支援専門員と精神保健福祉士を追加	・「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」（ゴールドプラン21） ・成年後見制度制定（翌2000年介護保険制度と併せて施行）	・ユーロ誕生
12月15日	・福祉貯金事業を廃止精算		

写真：札幌市公文書館所蔵

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［2000－2004］

財政健全化対策と年金資産運用

時代は二十一世紀に突入。介護保険の導入、インターネットの普及、株価の下落、長期金利の低迷と、会を取り巻く環境が大きく変化していました。

収益率がマイナスになるという厳しい運用環境下で、抜本的な財政健全化対策が求められました。財政再計算による分析を行い、予定利率を五.五%から二.〇%に引き下げた制度運営が適切となりました。しかしそのためには、出資金率を大幅に引き上げるか、給付を引き下げる必要がありました。会員意向調査を実施した結果、会員分は千分の四十、職員分は千分の十六に引き上げることが了解され、平成十六年度から実施になりました。大幅な引き上げは、会員にとって介護保険の実施と重なり大変な負担増でしたが、職員の退職金を下げないという一致点で理解と協力をいただいた結果でした。

収入増となった出資金の効率運用を図るため、年金資産運用体制の強化にも取り組みました。資産運用に特化した協議を行う「資産運用小委員会」を運営委員会に設置し、さらに専門性を確保するため、年金運用コンサルティングを導入しました。平成十六年には、運用基本方針を作成し、その細則に定めた資産配分比率(政策アセットミックス)に沿った運用を開始しました。以降は、コンサルタントによる運用チェックと評価を受け、委員会において運用協議を行い、理事会に提案するという現在の仕組みができ、会員と被共済職員への定期的な運用報告により、透明性の確保に努めてきました。

さらにガバナンスの強化として、会計監査を公認会計士三名体制による外部監査に移行し、顧問弁護士の配置による法令対応を行いました。

平成五年に北海道南西沖地震で奥尻に大きな被害がありましたが、この期間にも、有珠山噴火、十勝沖地震、台風十八号と災害が続きました。被共済職員の被災が全道各地で発生し、災害見舞金を給付しました。

長期勤続職員顕彰事業は、事業開始から二十年を経過し、被共済職員のニーズの変化や対象人員増を踏まえて、平成十三年度から賞状と名簿の簡略化、式典の縮小(出席は三十年以上に)、記念品に旅行券を取り入れる変更を行いました。

会員においては、介護保険の影響から、事業所数は増えましたが、非正規雇用が進み、徐々に被共済職員の構成にも変化が現れてきました。

組織運営においては、役員の選任方法を理事・監事選考規程に定め、学識経験者と各種別協議会・地域部会からの推薦による役員候補者を総会に諮る方法に変更しました。平成十六年三月には、北海道の関与団体から外れ、補助金が廃止となり、基本財産五千万円は退職手当準備金に繰り入れました。

社会福祉法人クピド・フェアの協力を得てホームページを開設、インターネットによる情報公開がスタートしました。

共済会ホームページ

［わたしのしあわせ］　自分へのご褒美にと、時折高級スイーツを食べること。もうひとつは何といっても入所者さんの笑顔を見ること。「ここでの生活、楽しいな」と笑っている入所者さんの笑顔を見ると、とてつもなく「しあわせ」を感じてしまうのです。　ゆーみんさん(札幌市・女性)

和暦(西暦)	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
平成 12年(2000)		・社会福祉構造改革実施	
3月31日	・有珠山噴火 被災者13名に災害見舞金給付	・措置制度から契約へ ・民間企業など多様な提供主体の参入 ・社会福祉法(「利用者」の利益保護と地域社会福祉推進)	・有珠山噴火 ・九州・沖縄サミット ・2000円札発行
13年(2001)		・児童虐待の防止等に関する法律	
4月1日	・貸付事業の特別資金限度額を150万円に引き上げ	・DV防止法制定(保護と罰則を定めた)	・アメリカ同時多発テロ事件
4月30日	・広報紙しあわせを季刊発行に変更		
10月1日	・ホームページを開設		・ユニバーサル・スタジオ・ジャパン開園
10月19日	・長期勤続職員顕彰事業の見直し実施(顕彰状の簡略化、記念品に旅行券を導入、式典出席者を勤続30年以上に縮小)		
14年(2002)			
4月1日	・「理事・監事選考規程」「運営委員会委員の委嘱基準」を制定 ・運営委員会に資産運用小委員会を設置して、年金資産運用課題への検討体制を強化 ・健康管理助成金の社会保険健診の区分を廃止(国の事業見直しによる) ・研修助成金の対象資格に管理栄養士を追加 ・顧問弁護士を契約	・重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)策定 ・ホームレス自立支援法	・FIFAワールドカップ日韓開催 ・日朝首脳会談(日本人拉致問題)
15年(2003)			
4月1日	・健康管理助成金の助成額を健診料に応じた額に変更(2万円・1万円・5千円)		
5月14日	・公益法人改革により、上野昌美公認会計士による監査を外部監査に移行(公認会計士3名体制)	・支援費制度施行(身体障害者・知的障害者に対するサービスが措置から契約へ)	・北海道知事・高橋はるみ当選
7月14日	・「退職年金事業にかかる会員意向調査」を実施し、予定利率5.5%から2.0%への引き下げに伴う会員出資金及び職員出資金の引き上げについて意向調査を実施		・イラク戦争
9月26日	・十勝沖地震 被災者5名に災害見舞金給付		
11月21日	・運営委員会が「共済会退職年金事業健全化対策にかかる答申」を提出		
16年(2004)			
2月20日	・年金資産運用にかかる「運用基本方針」及び「運用方針細則」を制定		
3月31日	・北海道の「関与団体(道が出資している団体)見直し方針による関与団体見直し計画」に基づき、道の関与団体から外れ、道から収入した基本財産5千万円を取り崩して退職手当準備金に積立、次年度より道の財政難から補助金が廃止	・三位一体の改革(税源移譲、地方分権を推進)	・駒大苫小牧高　甲子園で初全国制覇
4月1日	・「運用基本方針」に基づく年金資産運用を開始。政策アセットミックスを策定		
5月1日	・株式会社ワトソンワイアット(現タワーズワトソン・インベストメントサービス株式会社)と資産運用コンサルティング契約を締結 ・インターネットによる情報公開(予算・決算)を開始		・北海道日本ハムファイターズ誕生
9月8日	・台風18号 被災者40名に災害見舞金給付		
10月1日	・退職年金事業の財政健全化策として、予定利率を2.0%に引き下げ、会員出資金率を40/1000、職員出資金率を16/1000に引き上げ、職員退職一時金への既得権保証の措置を実施		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［共済会50周年に寄せて］　共済会とは昭和56年からのお付き合い。保育の道に入り沢山の子供達、保護者の方々との出会いは私の財産です。子供達が様々な場で活躍し、子を持つ親として再会する機会もあり、それを喜びと励みに、日々感謝し頑張っております。 上岡そのみさん(江別市・女性)

[2005－2009]

制度の位置づけと法令対応、ソウェルクラブの活用

本会の退職金制度では、退職金の支払者は事業主である各会員です。本会は、会員から退職金の原資(出資金)を毎月預かって運用管理し、一定の約束(退職年金規程)に基づいて、会員に代わって退職金の支払い処理をするという位置づけになっています。そこは、共済法により退職金の支払者として認められている福祉医療機構とは異なります。税法上の対応は昭和五十八年に整備されましたが、平成十八年には、保険業法への対応が求められました。オレンジ共済等の事件が問題となり保険業法が改正され、本会の共済制度が法に抵触するという見解でした。

さらに平成二十一年には金融商品取引法の改正により、年金資産運用がその法にも抵触することとなりました。これらは事業の根幹を揺るがす問題であることから、全国の共済会と連携して金融庁や関係方面との協議を重ね、企業内共済制度としてのしくみや運用方法の決定手続き等について整備し、適用除外となる解決を得ました。

この時に交渉の窓口として活躍した全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会は平成二十一年六月に法人化し、本会も加盟して福祉従事者共済事業の発展のために活動を展開するところとなりました。

会員に大きな影響をもたらしたのは平成十八年の共済法の改正でした。国の退職共済制度において、支給率を引き下げ、さらに介護保険事業に従事する職員の掛金の公費負担を廃止するというものでした。それにより、多くの事業所が新しく採用する職員をこの制度に加入させないとする選択を行ったため、職員間の退職金額に大きな格差が生まれることとなりました。本会は代替制度の必要性について会員に意向調査を実施し、第2制度の創設準備に着手しました。

翌十九年には、共済会と棲み分けが課題となっていた福利厚生センター事業の活用を図りました。福利厚生センターの法改正による福利厚生特例契約を利用して包括加入し、被共済職員全員が福利厚生センター事業を利用できるしくみをつくりました。本会が実施している福利事業と福利厚生センター事業のうち重複しているメニューは、内容が充実している方を選択し、センターに掛金を支払う方法となりました。

このしくみにより、保険業法との関係で縮小を迫られていた死亡弔慰金は、福利厚生センター事業に切り替え、六十万円(業務上は百八十万円)に給付額が拡大。講習会や会員交流事業は加入者が増えたことで全道展開となり、新たな時代の福利厚生サービスとして、加入者のニーズに合わせた事業を展開していくことになりました。北海道での業務を受託していた本会は、会員施設の協力を受けて各地区に福利厚生企画員を中心とする会員交流事業実行委員会を設置し、ソウェルクラブ北海道事務局として事業を広げることとなりました。

退職年金事業は、財政健全化による会員出資金率の大幅な引き上げによって生じた、拠出と給付のバランスの問題を解決するため、再度在会年数間の支給率を調整しました(六年～十年引き上げ、十一年以上引き下げ)。さらに、設立から四十年を迎えるところで、支給率を五十年まで十年間新設しました。

平成二十一年四月からは、職員出資金部分の計算方式を累積給付型に変更して給付内容を改善し、併せて国の退職共済制度の代替制度として準備していた第2退職年金制度をスタートしました。

和暦(西暦)	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
平成 17年(2005)			
4月1日	・定款を社団法人定款例に基づき大幅に変更、業務方法書及び福利事業の個別規程を廃止し共済運営規程を制定。退職年金規程は施行細則と一本化し、支給制限の整理等規程整備のため変更		・愛知万博開催
			・知床が世界自然遺産に登録
18年(2006)		・障害者自立支援法	
4月1日	・退職年金事業の在会年数問での支給率調整を実施(在会6-10年支給率を引き上げ、11-31年引下げ)	・退職手当共済法の改正により介護施設職員の掛金公費負担廃止	
	・道社協から再委託により業務を行ってきた「社会福祉施設職員等退職手当共済法」による退職共済業務を、独立行政法人福祉医療機構との直接業務委託契約に変更	・「高齢者の医療の確保に関する法律」	
	・運営委員会に、退職年金事業小委員会、福利事業小委員会、資産運用小委員会を設置	・認定こども園法	
		・高年齢者雇用安定法改正で、定年引上げ・再雇用制度の推進	
19年(2007)			
3月	・平成18年4月1日施行の改正保険業法に「企業内共済制度」として対応		
4月1日	・退職年金事業の年金・一時金支給率40-50年を新設		・世界金融危機(世界同時不況)
	・被共済職員の包括加入による福利厚生センター事業(ソウェルクラブ)の利用を開始、これに伴い被共済職員及び配偶者の死亡弔慰金を廃止。ニュース「ソウェルクラブ北海道」の毎月発行開始		
	・出産祝金は双子以上の出産に対応し1子毎の給付に変更、研修助成金対象資格に言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、調理師、社会福祉施設長資格を追加、福利厚生旅行助成金を廃止、顕彰事業は永年勤続記念品贈呈事業に名称変更、対象期間を在会年数に変更、勤続5年を追加		・郵政民営化スタート
4月30日	・「共済会ハンドブック」を作成配付開始		・年金記録問題発覚
6月20日	・「社会福祉施設職員等退職手当共済法」の変更による介護保険事業への掛金公費補助廃止、支給率の引き下げを受け、代替制度の必要性について会員意向調査を実施		
20年(2008)			
3月31日	・年金債務の認識を「責任準備金」から「一斉退職要支給額」に変更	・後期高齢者医療制度	・リーマンショック
4月1日	・公益法人制度改革への対応のため、理事会に「公益申請検討委員会」を設置し検討開始		
	・会員交流事業を全道展開するため、13地区に実行委員会を設置、翌年には全20地区に設置		・北海道洞爺湖サミット開催
12月1日	・公益法人制度改革による新法人への移行猶予期間(5年)として、特例民法法人となる		
21年(2009)			
4月1日	・林陽氏(元北海道副知事)が会長に就任		
	・職員出資金部分の退職一時金計算方式を累積給付型に変更、第2退職年金制度を創設		
	・改正保険業法に対応して共済運営規程を一部変更(積立金の分別管理、債務の範囲、財政計画の再検討)		
	・金融商品取引法に対応して共済運営規程を一部変更(積立金の運用)し、運用基本方針及び運用方針細則について会員同意を文書で確認		・裁判員制度
6月19日	・一般社団法人全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会の設立、加盟		・民主党政権
8月1日	・電算システムを再構築し、新システムの稼働による業務開始		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［未来の自分へひとこと］　今年は勤続22年。長かったようで短かった。色々な方々に出会い、勉強させてもらい自分も少しは成長できたかな？子供を3人授かり、働きながらの子育ては大変だったな。あと20年まだまだ頑張るぞ！　Kokesiさん(苫小牧市・女性)

［共済会50周年に寄せて］　創立50周年おめでとうございます。会員交流の地区実行委員を10年以上務め「帯広と言ったら、グルメ会!」を浸透させてきました。ただ常連さんが多く、もっと多くの会員に広めたいです。初参加待ってます。　学童おやじさん(帯広市・男性)

［2010－2013］

公益法人制度改革と一般社団法人への移行

公益法人をめぐる不祥事が多発し、政府は公益法人制度そのものに問題があるとして抜本的な見直しを進めました。公益法人制度改革関連3法が制定され、四十年以上公益法人として運営してきた共済会は、公益社団法人か一般社団法人のいずれかに移行することを迫られました。

平成二十年十二月にはこの法律の施行と同時に「特例民法法人」に位置付けられ、五年の間に移行しなければ解散という状況に置かれていました。

この年から理事会に「公益申請検討委員会」を設置し、公益社団法人として共済事業を継続実施することを念頭に課題整理を行いました。この委員会検討の中心にいた林陽理事が翌平成二十一年に会長に就任し、検討と準備が進められました。

検討には、公益と一般の選択以外に、法的根拠に裏付けされた退職共済制度への移行を含めました。それぞれの移行先のメリット・デメリットの検討も行いましたが、いずれのハードルも低くはありませんでした。

最も重要な課題は、共済会の「公益性」の認定にありました。共済会が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することとされ、行っている事業が勤労者の福祉の向上を目的とする事業に該当し、かつ受益の機会が一般に開かれていることが求められました。

理事会は平成二十二年に北海道公益認定等審議会に本会の公益性について意見を求めましたが、「会員に限定した共益事業であり、不特定かつ多数の者の利益増進に寄与する事業とは言えない」という主旨の回答でした。この結果が一般社団法人への移行を決定づけました。

法人移行にあたって理事会は、通常総会に一般への移行を諮った上で「移行準備委員会」を設置し、コンサルタントや会計士から関連法、税制、資産運用の各方面について専門的なアドバイスを受けて準備を行いました。中でも、次の四点はこれまでの運営から大きく変わらざるをえない新たな対応が必要となりました。

①公益目的支出計画

移行日前日の正味財産額を公益事業で費消することが義務付けられました。そのため、「福祉施設と道民をつなぐ広報事業」として、これまで発行していた広報紙の内容を一部一般向けに変更して発行、道民も参加できるセミナーの開催、道社協が主催する福祉職場ガイダンスへの協賛、この三つを計画しました。いずれも、会員と被共済職員にも役立つものとなることを目指しました。

計画時は六億九千二百万円を六十八年で費消する予定でしたが、移行前年度に市場環境が好転し、年金資産の評価益で正味財産額は、四十二億七千五百万円に膨らみました。そのため支出計画実施期間は結果的に四百十八年という途方もない年数に延びてしまいましたが、道からはこれが認められ、実施しています。

②定款変更

内閣府のモデル定款に沿って全体変更となり、理事・監事の責任と組織運営のガバナンス強化が、一層求められる内容となりました。

③課税対策

公益から外れたことで課税団体となりました。特に年金資産運用では、収益への課税を意識した効率運用に努めるとともに、運用商品は課税団体向けの私募投資信託（三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行と契約）に切り替えが必要となりました。

④貸金業法への対応

一般法人での貸付事業は、貸金業法の適用を受けるところとなりましたが、被共済職員の貸付ニーズに応えるため、これまでの貸付事業を廃止し、新貸付規程を制定して共済ライフサポート資金の貸付を実施することを選択しました。事務局に貸金業務取扱主任者を配置し、貸金業者として北海道へ登録、日本貸金業協会や信用情報機関に加入して準備を行いました。

こうした様々な協議と準備を重ねて北海道公益認定等委員会に移行申請手続きを行い、平成二十五年三月十八日に認可、同年四月一日移行登記により、共益的活動を目的とする非営利型の一般社団法人となりました。

［わたしのしあわせ］　昨年からファイターズファンの友達と月に1度札幌ドームで野球観戦。行く前はミーティングと称してランチ。負けると悔しいけど友達とドームで応援できることにしあわせを感じます。　やっぴーさん（函館市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
平成 22年（2010）			
6月	・北海道公益認定等審議会に本会の公益性について意見を求める。		・鈴木章北海道大学名誉教授　ノーベル化学賞受賞
23年（2011）			
3月11日	・東北地方太平洋沖地震 被災者21名に災害見舞金、東北３県に見舞金		
3月23日	・第2回通常総会において、特例民法法人から移行する法人格は「一般社団法人」とすることを決定	・障害者虐待防止法（2012年施行）	・東日本大震災 ・福島原発事故
4月1日	・改正保険業法に対応して災害見舞金の給付上限額を10万円に引き下げ ・法人移行後の貸付事業の貸金業法適用除外を求めて、全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会と金融庁など関係機関に要請		
5月1日	・林裕司法律事務所と顧問契約		
7月26日	・一般社団法人移行に向けて、理事会に「移行準備委員会」を設置。法人移行のため新日本アーンストアンドヤング税理士法人と、貸金業法対応のため森・濱田・松本法律事務所とコンサルティング契約		
24年（2012）			
3月31日	・平成23年度決算より時価会計に移行	・障害者総合支援法制定（2013年施行） ・子ども・子育て支援法	・スマートフォンの世帯普及率が約50％となる ・東京スカイツリーが開業
4月1日	・公益法人会計の平成20年基準に会計を移行		
9月27日	・臨時総会を開催し、定款変更、林陽氏を代表理事に選任、公益目的支出計画策定等の手続きを行い、道へ一般社団法人（共益的活動を目的とする非営利型法人）の移行認可申請		
11月22日	・道へ貸金業者登録　北海道知事(1)石第03054号		
12月11日	・日本貸金業協会加入		
		・障害者差別解消法制定（2016年施行）	・富士山が世界遺産に登録
25年（2013）			
1月15日	・広報紙しあわせの冬号から「ほっかいどう福祉だより」として道民向けに一部変更し、市町村社協等の協力を得て外部への配付を開始	・日本、障害者権利条約を批准	
2月4日	・「キャリアアップセミナー」を開催		
2月21日	・日本信用情報機構（JICC）と契約		
3月6日	・法人移行に伴う対応として、政策アセットミックスを変更し、課税対応商品（私募投資信託）へ資産移管開始		
3月18日	・一般社団法人の認可通知		
3月31日	・重要な会計方針の退職給付引当金計上額を、債務の上限額または期末要支給額に変更 ・法人移行に伴い貸付規程を廃止し、住宅・一般・特別の各資金貸付を終了		
4月1日	・特例民法法人の名称変更による「一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会」設立登記 ・会員出資金率を38/1000に引き下げ ・貸金業法に対応した新貸付制度を開始、「共済ライフサポート資金」（上限200万円、総量規制） ・公益目的支出計画の公益事業開始、「福祉施設と道民をつなぐ広報事業の実施」「公益セミナーの開催」「福祉職場ガイダンスへの協賛」 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく諸規程（理事会運営規程、理事の職務及び権限規定、他）の制定・変更		・西之島の付近で噴火が発生して新島が出現
6月14日	・新定款に基づき、「共済制度運営委員会」と「資産運用委員会」を設置		
6月28日	・道から公益目的財産額確定通知（42億7,590万円、公益目的支出計画実施期間418年）。		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

［わたしのしあわせ］　この前、お父さんがたおれて入院しました。今は元気になったけど、家族みんなが元気でいられることが、ぼくのしあわせです。
たいようさん（深川市・男性11歳）

［2013－2018］

創立五十周年、退職年金制度の給付改善・安定運営

一般社団法人に移行した平成二十五年度には、会員出資金率を引下げ、千分の三十八としました。財政健全化で千分の四十に引き上げてから十年、運用収益と合わせて資産を積み上げ、徐々に積立水準を回復し、百％を超える見通しとなったためです。今後も積立水準の上昇が見込まれましたが、さらなる会員出資金率の引き下げは、現行制度の課題を整理した上で決定することとしました。課題となっていたのは、「制度の安定性・公平性」でした。

この検討課題は、それまでの運営委員会においても議論されていましたが、法人移行後に理事会の諮問機関として改めて設置された「共済制度運営委員会」に本格的な検討が委ねられました。委員会では、検討に先立ち会員の雇用実態と制度に対する意向を把握するため、「退職年金制度に関する調査」を実施しました

委員会では調査結果に基づいて協議を行い、平成二十七年には数理計算など専門的な作業と細かな協議を行うため、委員会内に「退職共済制度検討部会」を設置し、コンサルタントを配置して検討を進めました。

まず調査結果で重視したのは、被共済職員の雇用形態や給与体系の多様化が顕著だったことでした。会員が雇用する非正規職員の割合は四十六％を占め、給与では時給・日給の職員が三十一、八％、年俸制の職員が一・二％でした。事業運営の厳しさや経営判断から、会員間でも給与体系の違いが大きくなっていました。

これまでの退職金制度は、「最終給与比例型」であり、長期勤続者を優遇した公務員モデルに倣い、新卒者の終身雇用をベースにした制度設計になっていました。これが、雇用実態とのミスマッチとなっていました。この解消のため、すでに職員出資金と第２退職年金制度で採用していた「累積給付型」に変更し、元利合計の計算方式に変えて既得権を持ち込むこととしました。

意向調査では、会員出資金率を引き下げるより、給付額の増額を望む会員の割合が高く、中短期在会者の給付改善をしつつ長期在会者への優遇も適度に必要という結果が出ていました。この結果を受けて制度設計を行い、在会七年で元利合計を超える給付が受けられ、かつ全ての在会年数で現行制度よりも給付額を増やす制度内容となりました。本俸上限額は十一年ぶりに引き上げとなり、四十二万円になりました。これらは説明会等を通して会員の理解を得、平成二十九年度の定時総会で規程が改正されました。

この総会では、共済制度運営委員会委員長として制度変更に取り組んだ太田博氏が五代目の会長に選任されました。

制度の安定運営のため、制度改善と併せて年金資産運用の見直しにも取り組みました。

「資産運用委員会」では、低リスク運用を基本にしながら様々な検討を行い、平成二十七年からは生命保険（明治安田生命・富国生命）の一般勘定の導入で、全資産の八十三％を占める国内債券の縮小を図っていました。しかし、マイナス金利政策以降、収益の低下と金利上昇リスク懸念から、さらに国内債券の配分比率を下げることが課題になりました。

委員会は年金ＡＬＭの結果を基に検討し、株や為替のリスク資産を増やさないこと、十年後も制度変更時の積立水準を確保し、その間は百％を常に下回らないことを基本としました。検討の結果、円ヘッジ付外国債券を導入することとし、そのうちの半分はアクティブ運用（ゴールドマン・サックスとブルーベイの２社）に投資することを理事会で決定。政策アセットミックスの変更に会員の同意を得て実施しました。

平成三十年四月一日、改善された退職年金制度はスタートし、共済会は創立五十周年記念の日を迎えました。

［わたしのしあわせ］　私達夫婦、共働きで子ナシ。お互いシフト勤務で滅多にお休み合う日がない。そんな中で、休みが合った連休があると、夏はキャンプ、冬はワカサギ釣りに行って楽しむのが今の私の幸せです。　ペクさん（江別市・女性）

和暦（西暦）	会と事業の動き	福祉の動き	社会のできごと
平成 25年（2013）			
8月21日	・総会で選任された会計監査人上野昌美公認会計士と監査契約により、法人法に基づく法定監査を開始、上野会計士のほか監査従事者３名、審査担当者１名の公認会計士による体制		
10月8日	・全国公益法人協会に加入		
26年（2014）			
3月17日	・「内部統制システムの整備に関する基本方針」を平成25年度第5回理事会で決議		・消費税8パーセントになる
4月1日	・研修助成金対象資格に幼稚園教諭を追加		
9月12日	・今後の会員出資金率の引き下げと退職金制度の見直し検討のため、「退職年金制度に関する調査」を会員に実施		
11月13日	・広報紙しあわせ100号発行記念「しあわせ表紙イラスト展」をかでるホールで開催		
27年（2015）			
2月1日	・国内債券の金利上昇リスクに対応するため、生命保険一般勘定の運用を導入		・改正派遣法の施行
7月22日	・退職年金制度変更検討のため、共済制度運営委員会に「退職共済制度検討部会」を設置	・退職手当共済法の改正により障害施設職員の掛金公費負担廃止	・マイナンバーの通知が始まる
12月17日	・マイナンバー法施行に伴い「特定個人情報取扱規程」を理事会で制定し、個人番号の取り扱いを開始		
28年（2016）			
4月14日	・熊本地震　熊本県社会福祉協議会に支援金	・社会福祉法人制度改革	
8月30日	・台風10号、今年3度目の台風となりこの間の被災者23名に災害見舞金		・北海道新幹線（新青森駅―新函館北斗駅）が開通
29年（2017）			
6月13日	・太田博氏（元北海道代表監査委員）が会長に就任 ・退職年金制度変更のため、退職年金規程を大幅に変更		
30年（2018）			
3月31日	・年金資産政策アセットミックスを変更し、円ヘッジ付外国債券（パッシブ及びアクティブ）を導入。		
4月1日	・共済会創立50周年を迎える		

※青字は退職年金事業の動き　赤字は福利事業の動き

総会の様子

［未来の自分へひとこと］　就職、そして共済会の会員になってもうすぐ20年。未来の自分が永年勤続40年の表彰をされるまで、子どもからお年寄りの方々とのふれあいをしつつ健康な身体で働き続けてほしいと願うばかりです。　サクラさん（滝川市・女性）

「2018―共済会の現在（い ま）」

4万人を超える組織のスケールメリットで各事業の充実と安定運営を進めます。

会の概要

設　立　昭和43年4月1日
会　員　768法人（平成30年3月31日現在）
〈2,489施設・団体　被共済職員:42,817名〉

■共済会の「会員」とは、道内で社会福祉施設または社会福祉を目的とする事業を営む非営利の法人をいいます。

加入業種

- ●生活保護に関係する施設・事業
- ●児童福祉に関係する施設・事業
- ●老人福祉に関係する施設・事業
- ●身体障害者福祉に関係する施設・事業
- ●障害者総合支援法に関係する施設・事業
- ●社会福祉協議会
- ●その他、社会福祉を目的とする団体等

共済会のしくみ

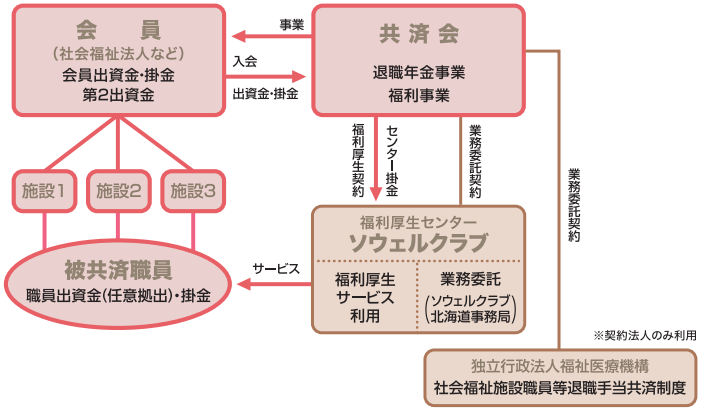

共済制度の運営を支える組織

総　　会　共済会の最高議決機関で、事業主である会員で構成します。
理 事 会　共済会の運営に責任を負う役員会で、業種別代表等の理事12名で構成します。
監　　事　共済会の運営や予算の執行が適正に行われているか、3名の監事が監査します。
会計監査人　公認会計士による会計の法定監査が行われています。
共済制度運営委員会／資産運用委員会
理事会の諮問に応え、共済会の制度運営、制度改善、資産運用などについて協議し、理事会に提案しています。
福利厚生企画情報会議／会員交流事業地区別実行委員会
福利厚生センター事業について、全道20地区から様々な業種や年齢層の20名の企画員が協議し、道内事業の企画も立てます。
地区毎に実行委員会を設置して事業を推進します。

退職年金事業

事業主である会員が支給する退職金を確保し、さらに職員出資金、第2出資金の上乗せを選択できる累積給付型の制度です。

退職年金　在会20年以上かつ年齢55歳以上の退職者に、原則60歳から年4回10年間に分割して支給。死亡後は遺族に支給。一時金の選択も可。

退職一時金　在会一カ月以上の退職者に支給。在会1年未満の退職者には、拠出した職員出資金累計額を支給。

3階建ての制度。それぞれの加入期間に応じた支給金額の合計を給付

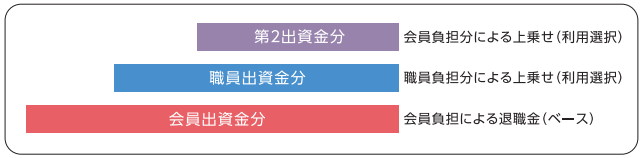

累積給付型

給付額は、
毎月拠出する出資金に
年1.5%を付利した累積額

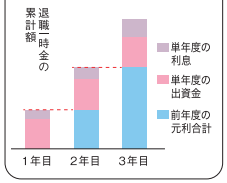

支給モデル

初任給16万円、昇給率1.5%
第2出資金は含まない

在会年数	退職一時金支給総額（うち職員出資金）	年金で受け取る場合 ※職員出資金含む
10年	122万円（36万円）	――
20年	292万円（84万円）	26,280円×120カ月
30年	508万円（145万円）	45,670円×120カ月
40年	788万円（226万円）	70,840円×120カ月

福利事業

毎日の暮らしに役立つ事業内容を揃えています。ソウェルクラブとの提携でメニューも充実。

貸付事業　共済ライフサポート資金
給付事業　結婚祝金／出産祝金／死亡弔慰金／傷病見舞金／災害見舞金／入学お祝い品贈呈／死亡弔慰金／高度障害・後遺障害見舞金／入院手術見舞金
健康管理事業　健康管理助成／健康生活用品給付／電話健康相談
研修助成事業　研修助成／海外研修
永年勤続　永年勤続記念品贈呈
講習会　接遇・メンタルヘルス・広報等各種講習会ほか
交流事業　チケット斡旋／地区交流事業
施設利用割引券　テーマパーク／観光施設／温泉／観光農園ほか
スキーリフト割引券　道内スキー場
宿泊施設　指定保養所／会員制リゾート施設／提携宿泊施設
スポーツクラブ　法人会員
ライフ　特別提携住宅ローン／特別資金ローン
カルチャー　運転免許／カーライフ／葬祭サービス／結婚式場
旅行　ゴルフ場／ボウリング場／カラオケ／飲食ほか
ショッピング　カルチャースクール
国内・海外旅行／レンタカー
デパート／衣料品／メガネ・宝飾品／スポーツ用品／健康機器
家庭医薬品／社販マーケット／文具・事務用品／生活用品
アフラック医療保険・がん保険／ソウェルグループ保険
グループ保険　宿泊・レジャーなどソウェルクラブ会員限定のお得なサービス
"クラブオフ"サポートツール　ハンドブック（毎年（全国版は2年ごと））／ソウェルクラブ情報誌（季刊）
オリジナル手帳（希望者に配布）／大判オリジナルカレンダー（事業所に配布）

広報事業（公益目的事業）

ほっかいどう福祉だより「しあわせ」（季刊）
公益セミナー
福祉職場説明会への協賛

お祝いのことば

創立50周年を迎えて

お祝い

一般社団法人
北海道民間社会福祉事業職員共済会
顧問　林　陽

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会が創立50周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

民間共済会が、50年にわたり、様々な問題を乗り越えながら、一貫して民間社会福祉事業職員の処遇改善に努めて来られたことに敬意を表しますと共にその足跡を記録する記念誌が発刊されたことにお慶びを申し上げます。

私と民間共済会との関わりは、平成19年に、当時の中川利若会長の御声掛かりで理事に就任したことで始まり、平成21年から平成29年まで会長を務めさせて頂きました。

会長在任中は、公益法人制度の抜本改正への対応、超低金利政策の下での年金資産の運用、雇用形態や給与体系の変化を踏まえた年金制度の改善などの問題に直面しましたが、理事・監事の皆さんのご尽力、会員・被共済職員の方々のご理解、事務局の皆さんのご奮闘に支えられ、何とか打開の道筋をつけることが出来ました。

私は、民間共済会の運営に関わる機会を与えられたことを誠に光栄に存じ、感謝しております。

このところ、福祉分野で人材確保が難しさを増しているとの報をよく耳にします。私の住む北広島市でも、市内の福祉事業所に就職した際に支援金を交付する制度が始まりました。

このような状況の中、民間共済会の果たす役割は今後ますます大きくなることと存じます。創立50周年を契機に事業の一層の充実発展を図り、本道の民間社会福祉事業の振興に寄与されますよう祈念申し上げます。

お祝いの言葉

一般社団法人
全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会
会長　残間　英充

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会が創立50周年を迎えられましたこと心よりお慶び申し上げます。

貴会は昭和43年4月の創設以来、半世紀にわたり退職共済事業並びに福利厚生事業を柱に、この間の福祉施策や関連法令の見直しや金融市場の混乱期におかれましても、高い専門性だけでなく、加入者の視点に立った制度の見直しを行うなど、常に民間社会福祉事業従事者の働きやすい環境づくりに取り組んでこられました。その結果、加入者数だけでなく、サービスの質や量においても全国のモデルとなる全国屈指の共済制度に発展されました。これもひとえに会員様はじめ、これまでの役職員の皆様のご理解や努力の成果であると存じます。

さらに、昭和62年に退職共済制度の課税対応を機に発足した全国民間社会福祉従事者共済連絡協議会においても、当初から加盟され様々な課題に対し、常に組織のリーダー的存在として共済制度の方向性を示され、業界全体の発展に貢献頂いております。また、保険業法や金融商品取引法の対応を目的とした本会の事務局設置にとどまらず、現在に至るまで一貫して積極的に本連絡協議会組織の支えとなってくださり、北海道の民間社会福祉の向上はもとより、全国の共済制度の発展にも大きく貢献して頂いておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

貴会におかれましては、50周年を新しい出発点として、今後ますますご発展されますよう祈念申し上げましてお祝いの言葉といたします。

お祝いのことば

社会福祉法人福利厚生センター
理事長　樋口　正昇

北海道民間社会福祉事業職員共済会が50周年を迎えられたことに対し心よりお祝い申し上げます。

北海道共済会は、北海道内の社会福祉事業に従事する職員の処遇向上を図ることを目的に昭和43年4月に設立されました。その後、平成6年に全国の社会福祉事業経営者の要請を受けて、全国の社会福祉事業に従事する者の人材確保を目的に、福利厚生を提供する法人として、当福利厚生センターが設立されました。

両者の提供するサービスは、それぞれ多岐多様にわたっておりますが、社会福祉事業従事者の福利厚生を図るという目的は同じです。

そこで、北海道共済会では、両者の一部重複するサービスの調整を図った上で、北海道共済会では退職金のほか慶事のお祝や健診費用の助成、北海道の地域に密着したサービスを提供し、当福利厚生センターでは全国規模のメリットを生かして、弔慰金や災害見舞金、各種講習会、会員交流事業、全国の宿泊施設やレジャー施設など全国規模の様々なサービスを提供することとした上で、北海道共済会の加入者を当センターに一括加入するという方式を採用していただき、現在に至っております。

福利厚生センターといたしましては、今後とも北海道共済会と一致協力して北海道の社会福祉事業従事者への福利厚生の増進に一層尽力してまいりたいと存じます。

最後になりますが、北海道民間社会福祉事業職員共済会の今後益々のご発展を心より祈念いたしております。

創立50周年を祝して

独立行政法人福祉医療機構
共済部長　並木　哲也

この度は、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会が創立50周年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。

貴会は民間社会福祉施設等従事者の支えとなる退職年金事業、福利事業の業務を行い、福祉医療機構の退職手当共済事業についても、永年にわたりご尽力を賜っています。

退職手当共済事業と北海道の関係については、昭和36年10月に北海道社会福祉協議会との業務委託契約にはじまり、貴会には昭和55年から実務を担っていただき、平成18年4月に正式に業務委託契約を締結するに至りました。貴会には実に38年もの間、北海道における退職手当共済事業を支えていただきました。

その間、介護保険制度の導入、障害者総合支援法の施行など社会福祉施設をとりまく情勢は大きく変わりました。退職手当共済事業についても数度の制度改正を行いましたが、その都度、貴会には多大なご支援・ご協力をいただきました。

福祉ニーズが多様化する中、国の制度だけではない地域の特性に合わせた貴会の活動は民間社会福祉施設従事者にとって一層重要になると思慮いたします。

これまでの皆様のご活動に敬意を表し、今後の貴会の益々のご発展を祈念いたします。

お祝いの言葉

福祉新聞社北海道総局
総局長　西島　和明

北海道民間社会福祉事業職員共済会の創立50周年、本当におめでとうございます。

昭和43年、「施設職員に公務員並みの退職金を」という強い願いのもと、共済会は創立されました。この新事業を成就させるためのご苦労は並大抵のものではなかったと、多くの先輩からお聞き致しております。

そして、そこから50年、退職年金事業と多様なニーズに応える福利事業を実施して、７７３会員・２５４２施設団体、加入者数約４４，０００人。この積み上げられた事実に、歴史の大きさを改めて感じます。今さらながら時流に沿い、鋭い洞察力で発展させ続けた関係者と役職員に深い敬意を表します。

共済会創立の頃はまだ、福祉の仕事が特殊だった時代。よく、「大変なお仕事ですね」「立派ですね」などと言われたものでした。当時この仕事は、働く職員の奉仕や犠牲により、成り立っておりました。だが、無理は続きません。当然ですが、よい仕事を長く続けるためには働く職員も十分に幸せでなければなりません。

活力ある福祉社会には、支える人材に加えて、魅力ある職場づくりも必須要件です。この先また50年。共済会への期待とその役割は、益々大きくなることでしょう。

昭和43年４月１日号の「福祉新聞」には、本紙先代総局長による貴会創立の記事が掲載されております。そして今、50周年に私までが立ち会えた幸運に感謝しつつ、貴会の益々のご発展ご繁栄を祈り、お祝いの言葉と致します

創立50周年を祝して

三菱UFJ信託銀行
札幌支店長　渡辺　勝之

一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会が、創立50周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

貴共済会は、平成２年４月に退職金制度から退職年金制度へご移行されました。その後、バブル崩壊、リーマンショック、そして現在の低金利環境など、幾多の運用面での厳しい環境に見舞われながらも、在籍職員の方々や年金受給者の皆さま方への支払必要額（要支給額）に対して、１００％を超える健全な積立水準を維持されております。それは、共済会の皆様方が一致団結して、迅速且つ的確に課題を解決されてきたことの証左だと感じております。

弊社は、貴共済会が退職年金制度へ移行された平成２年４月より年金制度のコンサルテーションと資産運用に関する幹事銀行を拝命しており、制度設計、資産運用をはじめ、出資金・給付の支払い手続に至るまで受託金融機関の代表として、貴共済会事務局と一体となってサポートをさせていただいております。今日の貴共済会のご発展は弊社といたしましても大きな喜びでございます。

弊社は、忠実義務・善管注意義務を中心とした法的義務を果たすことはもとより、高い倫理観と専門性に基づき、常に貴共済会のために行動することで、ご信頼に誠実にお応えすべく、今後とも一層努力をさせていただく所存でございます。

最後に、貴共済会がますますのご発展を遂げられますことを祈念いたします。